

# 島根県報

号外第八三号  
平成十四年八月二日  
(金曜日)

## 規 則

島根県住民基本台帳法施行細則

(地 方 課) 一

## 訓 令

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程 ( ) 一一

## 目 次

### 公布された条例等のあらまし

#### ◇島根県住民基本台帳法施行細則 (規則第七四号)

##### 一 規則の概要

1 自己に係る本人確認情報の開示請求 (以下「開示請求」という。) について、次のとおり取り扱うこととした。 (第三条関係)

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (以下「法定代理人」という。) は、本人に代わって開示請求を行うことができることとした。  
(2) 開示請求に当たり、請求者が開示請求に係る本人確認情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために提示 (郵送による請求の場合) にあつては、添付) しなければならない書類を定めたこととした。

2 本人確認情報の開示の日時の通知等について、次のとおり取り扱うこととした。 (第四条関係)

(1) 開示請求を行った者 (以下「開示請求者」という。) に対しては、開示請求後直ちに開示する場合又は郵送により本人確認情報確認書を交付する場合

を除き、本人確認情報の開示の日時及び場所を通知することとした。

(2) 開示請求に係る本人確認情報が存在しない場合には、その旨を開示請求者に通知することとした。

3 本人確認情報の開示の方法を定めることとした。 (第五条関係)

4 本人確認情報の内容の訂正、追加又は削除の申出の手続について定めることとした。 (第六条関係)

5 その他様式等所要の事項を定めることとした。

## 二 施行期日

平成十四年八月五日から施行することとした。

## 規

## 則

島根県住民基本台帳法施行細則をここに公布する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第七四号

##### 島根県住民基本台帳法施行細則

##### (趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法施行令 (昭和四十二年政令第二百九十二号)、住民基本台帳法施行規則 (平成十一年自治省令第三十五号) 及び住民基本台帳法施行条例 (平成十四年島根県条例第四十一号) に定めるもののほか、住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。) の施行について、必要な事項を定めるものとする。

##### (身分証明書の様式)

第二条 法第三十条の二十三第三項及び第三十四条の二第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 (様式第一号) によるものとする。

##### (本人確認情報の開示請求書の提出)

第三条 法第三十条の三十七第一項の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求 (以

下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(様式第二号)により行わなければならない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって開示請求を行うことができる。

3 開示請求を行おうとする者は、自己が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを証明するために、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。ただし、郵送によって開示請求を行う場合には、当該書類を複写機を用いて複写したものを添付して、提示に代えることができる。

一 運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で、当該開示請求を行おうとする者が本人確認情報の本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求を行おうとする者が本人確認情報の本人であることを確認するため知事が必要と認める書類

4 法定代理人が本人に代わって開示請求を行う場合には、戸籍謄本その他の資格を証明する書類及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類を提示しなければならない。この場合において、法定代理人自身であることを証明するために必要な書類については、前項の規定を準用する。

(開示の日時の通知等)

**第四条** 知事は、開示請求を行った者(以下「開示請求者」という。)に対して、本人確認情報開示日時通知書(様式第三号)により、本人確認情報の開示の日時及び場所を通知するものとする。ただし、開示請求後直ちに開示する場合又は郵送により次条第一項の本人確認情報確認書を交付する場合には、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る本人確認情報が存在しない場合には、その旨を本人確認情報不存在通知書(様式第四号)により開示請求者に対し通知するものとする。

3 法第三十条の三十八第二項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(様式第五号)により行うものとする。

(開示の方法等)

**第五条** 本人確認情報の開示は、本人確認情報確認書(様式第六号)を交付することにより行うものとする。ただし、開示請求者の同意があるときは、当該開示請求に係る本人確認情報が表示されたディスプレイ(以下「ディスプレイ」という。)の閲覧により本人確認情報の開示を行うことができる。

2 第三条第二項から第四項までの規定(第三項ただし書を除く。)は、本人確認情報の開示を受ける者(郵送により前項の本人確認情報確認書を交付される者を除く。)について準用する。

(本人確認情報の訂正等)

**第六条** 法第三十条の四十の規定に基づく開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「本人確認情報の訂正等の申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書(様式第七号)により行わなければならない。

2 第三条第二項から第四項までの規定は、本人確認情報の訂正等の申出を行う者について準用する。

3 法第三十条の四十の通知は、本人確認情報調査結果通知書(様式第八号)により行うものとする。

**附 則**

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表 面)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0 0 0;">身 分 証 明 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">所 属</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">職 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">生年月日</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第 2 項又は同法第34条の 2 第 1 項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 20px 0 0 0;">島根県知事 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p>
---

(裏 面)

住民基本台帳法 (抄)

(報告及び立入検査)

第30条の23 略

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の 2 都道府県知事は、第30条の43第 4 項又は第 5 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。





様式第 4 号 (第 4 条関係)

本人確認情報不存在通知書

第 号  
年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで開示請求のあった本人確認情報については、存在しないので、住民基本台帳法第30条の37第 2 項の規定により通知します。

開示請求に係る 本人確認情報	氏 名	
	住 所	
	性 別	
	生 年 月 日	
	住 民 票 コ ー ド	
担 当 課	部 (所) 課 係 電話番号 ( ) ー	
備 考		

様式第 5 号 (第 4 条関係)

本人確認情報開示期限延長通知書

第 年 月 日 号

様

島根県知事



年 月 日付で開示請求のあった本人確認情報については、住民基本台帳法第30条の38第 2 項の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので、通知します。

法第30条の38第 1 項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	部(所) 課 係 電話番号 ( ) -
備考	

様式第 6 号 (第 5 条関係)

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名					
住 所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名					
住 所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名					
住 所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

年 月 日

島根県知事

本書は住民基本台帳法第30条の5第3項の規定により磁気ディスクに記録されている本人確認情報を記載したものであり、記載されている者の居住関係を公証するものではありません。



様式第 7 号 (第 6 条関係)

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

島根県知事 様

(申出者) 住 所 〒

氏 名

印

連絡先 (電話番号)

住民基本台帳法第30条の40の規定に基づき、同法第30条の37第2項の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住 民 票 コ ー ド	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	男性 ・ 女性
	住 所	
	区 分 ・ 事 由	
	上記事由に対応する年月日	
訂正等申出の内容	住 民 票 コ ー ド	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	性 別	
	住 所	
	区 分 ・ 事 由	
	上記事由に対応する年月日	

- 注 1 住民票コードは必ずしも記入する必要はありません。
- 2 申出には、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために、次に掲げるいずれかの書類の提示が必要です。
- (1) 運転免許証又は健康保険の被保険者証
  - (2) 法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で、当該申出を行おうとする者が本人確認情報の本人であることを確認するに足りるもの
  - (3) (1)又は(2)に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該申出を行おうとする者が本人確認情報の本人であることを確認するため知事が必要と認める書類
- 3 郵送による申出の場合には、2の書類を複写機を用いて複写したものがが必要です。
- 4 法定代理人による申出の場合には、2の書類のほか、戸籍謄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示が必要です。
- 5 開示を受けた内容は、本人確認情報確認書の写しの添付でも構いません。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

本人確認情報調査結果通知書

第 年 月 日 号

様

島根県知事



年 月 日付けの本人確認情報の訂正等の申出について、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり調査結果を通知します。

訂正等申出を受けた 年 月 日	年 月 日
訂正等の有無	有 ( 年 月 日訂正等実施) 無
調査結果の内容	
担当課	部(所) 課 係 電話番号 ( ) -

## 訓 令

## 島根県訓令第十八号

本 庁  
地方機関島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程を次のように定める。  
平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

## (目的)

**第一条** この訓令は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、島根県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に関し必要な事項を定め、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ（機密性、正確性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を確保することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「告示」という。）第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステムをいう。

二 島根県住民基本台帳ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステムのうち、本県が整備し、運用管理を行うもので、県サーバ、端末装置、電気通信回線、電気通信関係装置（指定情報処理機関が本県の委託により設置したファイアウォールを含む。以下同じ。）、プログラム等により構成されるシステムをいう。

三 県サーバ 本県が管理する告示第一の三に規定する電子計算機をいう。

四 端末装置 県サーバ又は指定情報処理機関サーバに記録又は保存された本人確認情報を法令の定める事務で利用するための本県の端末装置をいう。

五 指定情報処理機関 法第三十条の十第一項に定める指定情報処理機関をいう。

六 指定情報処理機関サーバ 告示第一の四に規定する電子計算機をいう。

七 本人確認情報 法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。

八 情報資産 島根県住民基本台帳ネットワークシステムに係るすべての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び記録媒体をいう。

九 県ネットワーク 本人確認情報の通知等を行うために、本県の区域内の市町村（本県の区域内の市町村が住民基本台帳ネットワークシステムの運用を委託した団体を含む。以下同じ。）が整備したコミュニケーションサーバと県サーバとの間に本県が整備した電気通信回線及び電気通信関係装置をいう。

十 コミュニケーションサーバ 告示第一の二に規定する電子計算機をいう。

十一 本庁 島根県行政組織規則（昭和五十九年島根県規則第五号）第三条第四項に規定する本庁をいう。

十二 地方機関 島根県行政組織規則第三条第五項に規定する地方機関をいう。

十三 庁舎 島根県庁舎等管理規則（昭和五十二年島根県規則第二十号）第二条各号に規定する庁舎をいう。

十四 庁舎管理者 島根県庁舎等管理規則第三条第一項に規定する庁舎管理者をいう。

## (適用範囲)

**第三条** この訓令は、情報資産、当該情報資産に関する事務に従事するすべての者及び当該情報資産の存する建物並びに関連設備に適用する。

## (運用管理の基本原則)

**第四条** 島根県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に当たっては、本人確認情報その他の個人情報保護を最優先の事項として、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 本人確認情報を漏えいから保護するための措置

二 本人確認情報を常に最新かつ正確な状態に保つとともに、滅失及びき損から保護するための措置

三 本人確認情報の処理に関する事務の継続性を確保し、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に支障を及ぼさないための措置

2 島根県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策は、制度面、技術面及

び運用面において、総合的かつ継続的に必要な措置を講じるものとする。

3 島根県住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報資産は、その運用に必要なものに限定するとともに、法その他の関係法令、この訓令及びこの訓令に基づく要領等（以下「法令等」という。）に定める場合以外に使用してはならない。

（関係機関との連携協力）

第五条 第一条の目的を達成するため、島根県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に当たっては、他の都道府県、市町村及び指定情報処理機関との密接な連携協力関係の構築及び維持に努めるものとする。

（法令遵守義務等）

第六条 住民基本台帳ネットワークシステムに従事するすべての職員は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理及び利用に際して、法令等を遵守しなければならない。

2 住民基本台帳ネットワークシステムに従事する職員又は従事した職員は、住民基本台帳ネットワークシステムの事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（セキュリティ総括責任者）

第七条 島根県住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ総括責任者を置く。

2 セキュリティ総括責任者は、総務部長とし、次の業務を行う。

- 一 他の都道府県、市町村及び指定情報処理機関並びに本庁各部署間の連絡調整
- 二 この訓令を実施するために必要な要領の制定
- 三 住民基本台帳ネットワークシステムの運用に支障を及ぼすおそれがある重大な障害及び不正行為の発生に迅速に対処するための緊急時対応計画書の作成
- 四 前三号に掲げるもののほか、セキュリティ対策を実施するための業務

（ネットワークシステム管理者等）

第八条 島根県住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理を行うため、ネットワークシステム管理者を置く。

2 ネットワークシステム管理者は、総務部地方課長とし、次の業務を行う。

- 一 情報資産の管理
- 二 県ネットワークの運用管理
- 三 島根県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理及び利用に係る職員等の研修

四 前三号に掲げるもののほか、島根県住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理を行うための業務

3 ネットワークシステム管理者は、総務部情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）に技術的な助言を求めることができる。

4 ネットワークシステム管理者は、第二項に定める業務の全部又は一部をあらかじめ指定した職員等に処理させることができる。

（情報資産等の適正管理）

第九条 ネットワークシステム管理者は、本人確認情報その他の個人情報の保護を最優先の事項とし、セキュリティ総括責任者が別に定める要領により、本人確認情報その他の個人情報への漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止、不正アクセスの防止、障害対策等、情報資産及び県ネットワークの適正な管理を行わなければならない。

（システム機器等の設置）

第十条 ネットワークシステム管理者は、本庁及び地方機関の庁舎に、本庁及び地方機関の庁舎管理者並びに情報政策課長と協議の上、島根県住民基本台帳ネットワークシステムの運用に必要な県サーバ、電気通信関係装置等の機器（以下「システム機器等」という。）を設置することができる。

2 ネットワークシステム管理者は、設置したシステム機器等の管理のため、本庁及び地方機関の庁舎管理者に必要な協力を求めることができる。

3 システム機器等の移設その他の工事を行うおとする者は、事前にネットワークシステム管理者に協議しその承認を受けなければならない。

（端末装置の設置等）

第十一条 本庁の課又は室（課に置かれる室を除く。）及び地方機関（以下「課等」という。）の長は、法第三十条の八第一項の規定に基づき本人確認情報を利用するため端末装置を設置しようとするときは、ネットワークシステム管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 ネットワークシステム管理者は、前項の申請に係る端末装置の設置のほか、システムの適正な運用管理に必要な範囲内において、端末装置を設置することができる。

3 端末装置を設置する課等に端末装置管理者を置き、当該課等の長をもって充てる。

(本人確認情報の利用)

**第十二条** 法第三十条の八第一項の規定に基づき、本人確認情報を利用しようとする課等の長は、本人確認情報を利用する事務の内容、職員その他の事項を明らかにした上で、ネットワークシステム管理者に申請し、承認を受けなければならない。承認を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 本人確認情報を利用する課等の長及び職員は、法令等を遵守し、本人確認情報の漏えい等の防止に努めるとともに、前項により承認を受けた事務以外の事務に本人確認情報を利用してはならない。

3 本人確認情報を利用する課等の長は、ネットワークシステム管理者の求めに応じ、本人確認情報の利用状況等を報告しなければならない。

(委託)

**第十三条** 島根県住民基本台帳ネットワークシステムの運用に当たっては、その業務の一部を委託することができる。

2 委託を行うに際しては、委託先事業者の個人情報保護措置の状況等を考慮しなければならない。

3 委託契約の締結に際しては、次の各号に掲げる事項を契約書に明記しなければならない。

- 一 再委託の禁止又は制限に関する事項
- 二 住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報が記録された資料の目的外使用、複製又は複写及び第三者への提供の禁止に関する事項
- 三 住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報の秘密保持に関する事項
- 四 事故等の報告に関する事項

(苦情の処理)

**第十四条** ネットワークシステム管理者は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る苦情処理の体制及び手順を整備し、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(職員等の研修)

**第十五条** ネットワークシステム管理者は、住民基本台帳ネットワークシステムに従事する職員等に対し、住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理及び利用に関する研修

(自治研修所長が実施するものを除く。)を実施するものとする。

2 課等の長は、職員に前項の研修を受ける機会を与えるように努めなければならない。

(監査)

**第十六条** ネットワークシステム管理者は、この訓令が遵守されていることを検証するため、定期的に実施状況の監査を実施するものとする。

(雑則)

**第十七条** この訓令及びこの訓令に基づく要領等は、関係法令の改正、情報技術の進展に伴う住民基本台帳ネットワークシステムの変更、前条の規定による監査の結果又はその他の事由により、適宜見直しを行うものとする。

2 この訓令に定めるもののほか、島根県住民基本台帳ネットワークシステムの運用に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成十四年八月五日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 総務部長、総務部地方課長及び課等の長は、この訓令の施行の日前においても、この訓令に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

